

# (仮称)北九州市子ども基本条例(素案)補足資料

令和6年10月 北九州市議会

この資料は、条例に記載されている内容について、特に大切にしたい考え方や表現が分かりにくいと思われる部分等について記載したものです。

## ◎ 条例制定の趣旨

本市では、国が提唱するこども政策の中心となる「こどもまんなかアクション」の趣旨に賛同し、市民、企業、団体等社会全体で子どもや子育てに優しい社会の実現をめざして様々な取組を行っています。

「こどもまんなかアクション」とは、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々に応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組です。

私たち北九州市議会は、子どものための取組を進めるためには、まず、子どもたち自身が「子どもの権利」について知ることが一番大切であると考えました。

そして、大人たちが子どもの権利について知り、その権利を保障するために努力することで、子どもが幸福を感じることができる社会が実現できると考えます。

子どもの周りには貧困やいじめ、虐待の他、国籍や性別、障害等のあるなしや有害物質など様々な問題が今も発生しています。

子どもが誰一人取り残されることなく、将来に希望を持って生活を送ることができるよう、(仮称)北九州市子ども基本条例の制定を目指すものです。

◎ 条例の全体構成

(仮称)北九州市子ども基本条例(素案)は、以下の内容で構成します。

目次	
前文	
第1章	総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 責務等
第2章	子どもにとって大切な権利 第4条 子どもにとって大切な権利 第5条 安心して生きる権利 第6条 自分を守り、自分が守られる権利 第7条 自分らしく生きる権利 第8条 心豊かに育つ権利 第9条 社会に参加し、意見を表明する権利
第3章	子どもの権利の保障
第1節	子どもの権利の保障のための努力義務 第10条 子どもの権利侵害の救済 第11条 子どもの意見表明等 第12条 子どもの権利の周知啓発等 第13条 相談への対応 第14条 ヤングケアラーに対する支援 第15条 性的指向等の多様性についての理解等
第2節	生活等の場における子どもの権利の保障 第16条 家庭における権利の保障 第17条 施設における権利の保障 第18条 地域における権利の保障
第4章	子どもの健康及び成長発達のための取組 第19条 市の取組 第20条 受動喫煙をさせないための配慮 第21条 支援を必要とする子ども等への理解及び支援 第22条 子どもの健全な成長に必要な食育等
付則	条例の施行年月日

## ◎ 条例の内容についての補足説明

### ○前文

本条例の基本理念や子どもたちに伝えたいメッセージを記載します。

特に子どもたちに伝えたいこととして、以下の内容を盛り込みます。

- ・ 児童の権利に関する条約を踏まえ、子どもの権利とそれを保障することの大切さ
- ・ 今、正しいと信じられていることも、将来はどのように変わってくるかは分からないので、様々な意見を聞くことの必要性
- ・ この条例自体も、常に見直しを続けていくという決意

### ○第1章「総則」

この章では、目的やこの条例でも特に重要な言葉の定義、市や市民、保護者等子どもに関わるものの責務等について定めます。

#### 第1条 目的

この条例の目的です。

市民福祉とは、「幸福や豊かさ」を指すと考えます。

#### 第2条 定義

この条例で使用される主な言葉の定義づけを行います。

- ・ 子ども 18歳に満たない者だけでなく、年齢で必要な支援等が途切れることのないようにと考えました。  
例えば、高校3年生では、その学年の途中で18歳を迎える人がいます。また、障害を持った方についても、実年齢ではなくその実態に即して接する必要があると考えました。
- ・ 市民等 市内に実際に居住している人だけでなく、市内に勤務する人や市内の学校に在学する人のほか、本市に関係する全ての人や団体をまとめて定義しました。
- ・ 保護者 両親だけでなく、実際に親権を行う人や監護する人等を含むと考えます。
- ・ 施設 市内に設置された、児童福祉施設、障害者支援施設、学校教育学校その他の子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設を想定しています。

### 第3条 責務等

子どもに関係するものの責務や努力すべきことを明らかにします。

### ○第2章「子どもにとって大切な権利」

この章では、子どもの権利の中でも特に大切にしなければならないと考える権利を記載します。

### 第4条 子どもにとって大切な権利

第2項の「子どもの最善の利益」とは、国連総会で採択された「子どもの権利条約」の基本的な考え方でもある「子どもに関することが決められ、行われる時は、『その子どもにとって最もよいことは何か』を第一に考えること」です。

### 第5条 安心して生きる権利

子どもが「安心して過ごすためには」という視点で、特に必要と考えられることを記載します。

### 第6条 自分を守り、自分が守られる権利

子どもが「自分を守ること、守られること」という視点で、特に必要と考えられることを記載します。

- (2) 休むことができること・・・子どもには「休みたいと感じたときには休むことができる」という権利があることを伝えていきます。
- (6) 有害な労働・・・無理に働かされることや、心や体に良くない仕事を指します。
- (7) 有害な情報・・・特に、SNS等の正しい利用について、考えるきっかけになってほしいと考えます。

### 第7条 自分らしく生きる権利

子どもは「自分らしく生きる権利がある」ということを伝えたいと考え、特に必要と考えられることを記載します。

### 第8条 心豊かに育つ権利

子どもは「様々なことを経験することで、心豊かに育つ」という視点で、特に必要と考えられることを記載します。

## 第9条 社会に参加し、意見を表明する権利

子どもは「様々な活動に参加することができる。自由に意見を表明することができる。」という視点で、特に必要と考えられることを記載します。

## ○第3章「子どもの権利の保障」

この章では、子どもの権利を保障することについて、「努力義務」と「生活の場での保障」と大きく2つの節に分けて記載します。

### 第1節「子どもの権利の保障のための努力義務」

## 第10条 子どもの権利侵害の救済

市は、子どもの権利が侵害された場合に、その子どもを救済するために必要な体制の整備について取組むよう定めます。

## 第11条 子どもの意見表明等

前の章で、子どもが意見を表明する権利を持つことについて記載していますが、この条では、子どもが意見を表明するために、市や市民等がすべきことについて記載します。

特に、子ども自身が意見を表明する機会を確保することも大切ですが、「子どもの伝えたいことを代弁できる」制度は大切だと考えています。また、子どもの意見は、採用の可否に関わらず、その結果をしっかりと子どもに説明すること、子どもと対話することが大切だと考えます。子どもが「どうせ意見を言っても何も変わらない」とあきらめることがないようにすべきと考えます。

## 第12条 子どもの権利の周知啓発等

市が、子どもの権利について周知すべきであると記載します。

## 第13条 相談への対応

市が、様々な相談に対応できるよう体制づくりに努めることについて記載します。

特に、市民が相談窓口を訪れた際、その内容が多岐に渡る場合、丁寧な対応ができるよう、しっかりと窓口間で情報を共有し、関係部署が連携

して対応できる体制づくりについて記載しています。

#### 第14条 ヤングケアラーに対する支援

市は、ヤングケアラー本人の意思を尊重して、必要な支援に取り組むことについて記載します。

#### 第15条 性的指向等の多様性についての理解等

子どもの性的指向等について理解が進むよう取り組むことについて記載します。

### 第2節「生活等の場における子どもの権利の保障」

#### 第16条 家庭における権利の保障

家庭内で子どもの権利を保障するために必要な取組等について記載します。

#### 第17条 施設における権利の保障

施設で子どもの権利を保障するために必要な取組等について記載します。施設内での虐待やいじめについて記載するほか、学校に行くことができない子ども等への居場所の提供などについても記載しています。

#### 第18条 地域における権利の保障

子どもが地域社会において、健やかで心豊かに成長発達できる人間関係を構築できるような取組について記載します。

### ○第4章「子どもの健康及び成長発達のための取組」

子どもの権利を保障するに当たり、子どもが健康に成長すること、命を守ることは特に重要だと考えています。この章では、子どもが成長していくうえで必要な取組について規定します。

#### 第19条 市の取組

第1項では、化学物質が及ぼす健康への影響については、現在では解明されていないこともあると考え、科学的知見に基づいた情報収集や周知に努め、子どもの健康と成長を守る必要があると考えています。

第2項では、子どもの命を守るための医療体制の確保について記載して

います。特に、救急車の利用や夜間診療について誤った知識で利用すると、救急医療に関わる方への負担が大きくなり、本当に診療を必要とする方が受診できなくなる恐れがあります。

救急医療についての正しい知識について、啓発することの大切さを伝えたいと考えています。

#### 第20条 受動喫煙をさせないための配慮

子どもに受動喫煙をさせることがないように配慮することについて記載します。

#### 第21条 支援を必要とする子ども等への理解及び支援

障害をもつ子どもや医療的ケア児とその保護者に対しての理解や支援について記載します。

#### 第22条 子どもの健全な成長に必要な食育等

子どもの健全な成長に必要な食育と食品の安全について記載します。

特に、学校給食については、保護者が給食費を払っているか否かで、子どもが負い目を感じることがあってはならないと考えています。このため、「平等」という言葉を用い、子どもが遠慮することなく給食を食べることができるよう、この条文に記載しました。

#### ○付則

この条例の施行期日について令和7年4月1日としたいと考えています。